

環境影響評価書案の概要

—都市高速鉄道第7号線溜池・駒込間建設事業—

昭和62年10月

帝都高速度交通営団

1 総 括

1.1 事業者等の氏名及び住所

(1) 事業者

氏名：帝都高速度交通営団 代表者 総裁 中村四郎

住所：東京都台東区東上野三丁目19番 6号

(2) 都市計画を定める者

氏名：東京都知事 鈴木俊一

住所：東京都千代田区丸の内三丁目 5番 1号

1.2 対象事業の名称

都市高速鉄道第7号線溜池・駒込間建設事業（鉄道の新設）

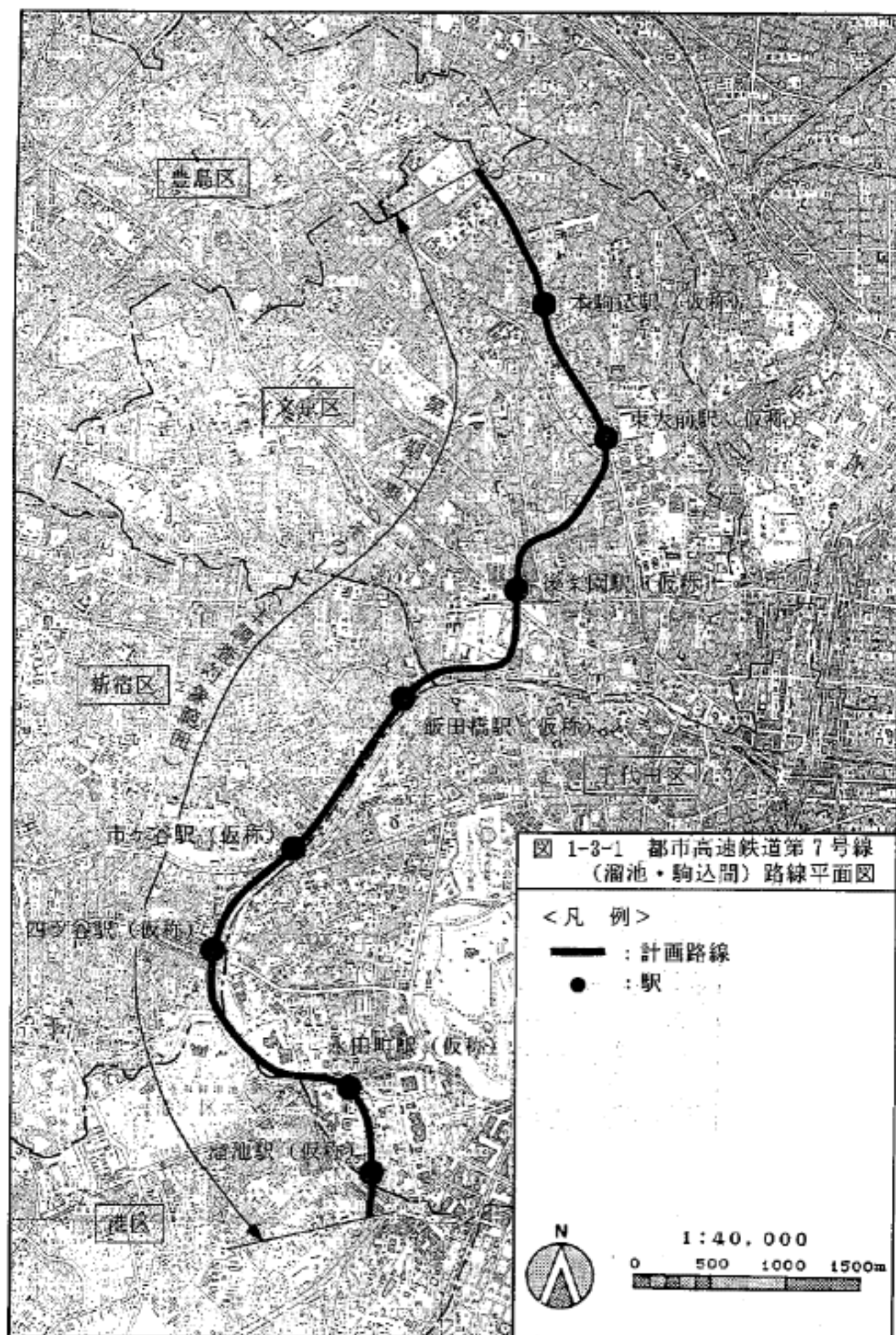
1.3 対象事業の内容の概略

本事業は、都市高速鉄道第7号線の第二期工事（その 1）として、港区赤坂から文京区本駒込までの延長約 9.2kmの区間に都市高速鉄道を建設するものである。この区間には、溜池駅、永田町駅、四ッ谷駅、市ヶ谷駅、飯田橋駅、後楽園駅、東大前駅、本駒込駅（いずれも仮称）の 8駅を設置する。

事業計画の概要は、表 1-3-1に示すとおりである。

表 1-3-1 事業計画の概要

項 目	内 容
区 間	港区赤坂二丁目から文京区本駒込六丁目まで
延 長	約 9.2km
駅	地下駅8駅
単・複線の別	複 線
軌 間	1,067mm
軌 条	60kg/m
動 力	電力（直流 1,500ボルト）
完成予定年度	昭和70年度



1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

計画路線周辺の現況及び事業計画の内容等を考慮して予測・評価項目を選定し、現況調査、予測及び評価を行った。

環境影響評価の結論の概要は、表 1-4-1に示すとおりである。

表 1-4-1 環境影響評価の結論の概要

予測・評価項目	結 論 の 概 要
1. 水 質 汚 濁	外濠内の施工では、極力濁水の発生を抑える工法を採用する計画であり、濁水が発生する場合は適切な濁水処理施設を設置し、東京都公害防止条例に基づく排水基準を遵守するため、影響は少ないと考える。また、外濠の底質は暫定除去基準及び廃棄物の判定基準のいずれも下回っており、影響はないものとする。
2. 騒 音	工事の施行中の建設機械騒音は、騒音規制法及び東京都公害防止条例等関係法令の定める基準を遵守するとともに、工事にあたっては、低騒音型建設機械の採用等、環境保全対策に十分配慮するため、周辺住民の生活環境への影響は少ないものとする。
3. 振 動	工事の施行中の建設機械振動は、振動規制法及び東京都公害防止条例等関係法令の定める基準を遵守するとともに、工事にあたっては、低振動型建設機械の採用等、環境保全対策に十分配慮するため、周辺住民の生活環境への影響は少ないものとする。 工事の完了後の列車走行に伴う振動は、防振対策を施し振動の低減を図るため、周辺住民の生活環境への影響はないものとする。
4. 地 盤 沈 下	工事の施行中、開削工事区間では、剛性や遮水性の高い遮水性土留め工法で施工するため、周辺の建築物等へ影響を与えるような地盤沈下は生じないものとする。また、シールド工事区間においても、地盤変状に影響の少ない泥水加圧式工法等で施工するため、影響はないものとする。

予測・評価項目	結 論 の 概 要
5. 水生生物	生育する水生生物は限られた種であり、工事の施行中は濁水防止のための保全対策を講ずるため、水生生物への影響は少ないものとする。
6. 地形・地質	工事の施行中、開削工事区間では、遮水性土留め工法で施工するため、周辺の不圧地下水位の変化はわずかであるとする。また、シールド工事区間では、地下水位への影響の少ない泥水加圧式工法等で施工するため、不圧地下水位の変化はわずかであるとする。 さらに工事の完了後は、地下構造物による不圧地下水位の変化はわずかであり、周辺住民の生活環境への影響はないものとする。
7. 史跡 ・文化財	工事の施行中、文化財の区域を一部掘削するが、文化財保護法等の規定に基づき、事前に関係諸機関と協議し適切に対処するため影響は少ないものとする。 また、周知されていない埋蔵文化財包蔵地についても、文化財保護法等に基づき同様に対処するため影響は少ないものとする。

